

住友ゴムグループは、株主をはじめすべてのステークホルダーに期待され信頼されるグローバルな企業として企業価値を高めていくことを経営の基本方針としています。この方針のもと、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、経営全般の効率性を確保するとともに、グループ経営の強化および社会との信頼関係を強化するための企業の社会性・透明性の向上を目指しています。

企業統治の体制

企業統治の体制の概要

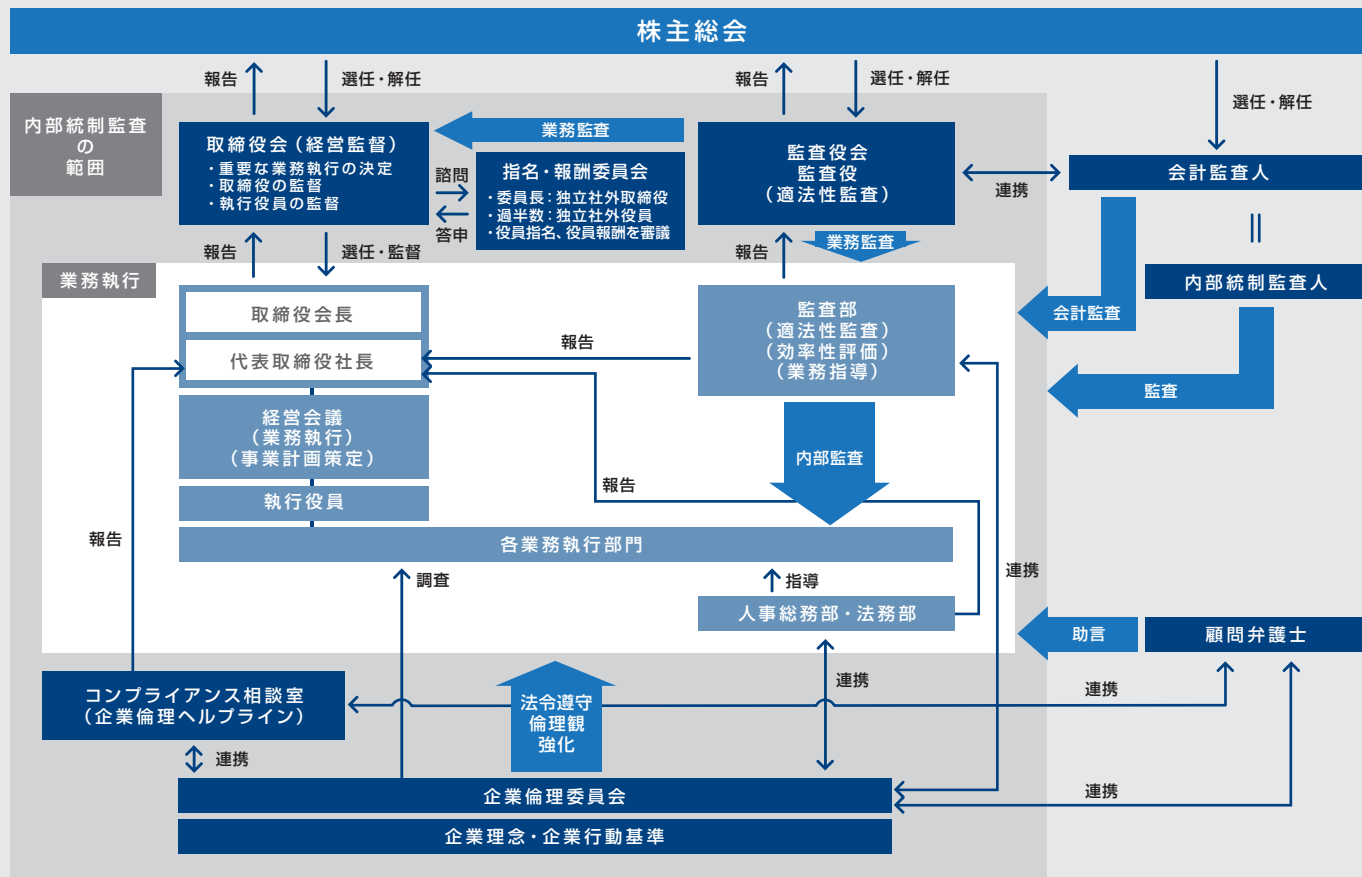
当社は監査役会設置会社の形態を採用しており、取締役、株主総会および会計監査人のほか、以下の機関を設置しています。

取締役会は、経営上の重要な意思決定を行うとともに取締役の職務執行の監督を行っています。2017年3月30日現在で取締役は11名、うち社外取締役は3名の体制です。

監査役は、独任制の機関として取締役の職務執行の監督を行っています。2017年3月30日現在で監査役は5名の体制です。監査役5名の中から2名を常勤監査役として選定し、常勤監査役は社内の重要会議に出席するほか、重要な決裁書類の確認を行っています。

監査役会は監査役全員で構成しており、経営監視機能強化の観点から、監査役5名のうち3名は社外監査役とし、公正で客観的な監督を行うことができる体制としています。

上記の会社法上の機関に加え、社内取締役と社長の指名した執行役員で構成する経営会議を設置し、常勤監査役の出席のもとで、経営上



重要と思われる事項の審議もしくは報告を通じて、迅速な経営判断を行っています。

また、経営の監督と執行の分離を進め、各事業の責任と権限を明確化し、環境変化に即応するスピーディな経営体制をとることを目的として2003年3月より執行役員制を導入しています。2017年3月30日現在で執行役員は25名、うち取締役を兼務しない執行役員は19名であります。

さらに、役員の指名や報酬決定において客観性・透明性を確保すべく、取締役会の諮問機関として、独立社外役員を過半数とし、委員長を独立社外取締役が務める任意の「指名・報酬委員会」を2016年から設置し、さらなる企業価値の向上を図っています。

当該体制を採用する理由

当社は「住友事業精神」と「企業理念」を基礎に、株主をはじめすべてのステークホルダーに期待され信頼されるグローバルな企業として、快適で魅力ある新しい生活価値を創出し続け、持続的に企業価値を高めていくことを経営の基本方針としており、この方針のもと、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置付けています。この経営課題実現に向けた取り組みを通じて、経営全般の効率性を確保するとともに、社会と当社との信頼関係の強化、経営の公平性・透明性の向上を図る上で、この体制が現状では最適であると考え、上記体制を採用しています。

内部統制システムの整備の状況

当社は「企業行動基準」の一つである「社会的規範の遵守」をもとに「法令や社会的規範、社会的良識に基づいた企業活動を行う」ことを指針として、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る当社グループの業務の適正を確保するため必要な体制」を整備し、コンプライアンスの徹底、浸透を図っています。コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすため、法令・定款を遵守し、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努めることを基本として、2003年2月に「企業倫理取り組み体制に関する規定」を制定しました。さらに同規定に基づき、社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、年4回の委員会開催を通じ当社グループのコンプライアンス体制の強化を図っています。併せて、企業倫理ヘルプライン（相談窓口）として、社長直轄の「コンプライアンス相談室」を設置し、当社グループ内で問題が発見された場合には、相談者が不利益を被らないよう十分配慮した上で、「企業倫理委員会」を中心に事実関係の調査を進める体制を整えています。また必要に応じて

顧問弁護士の助言を得るなど、適法性にも留意しています。

リスク管理体制の整備の状況

当社グループの事業活動に重大な影響を及ぼす恐れのある品質、法律、環境、与信、事故、災害等の経営リスクについては、「リスク管理規定」に基づき、それぞれの担当部署において事前にリスク分析、対応策を検討し、経営会議等で審議しています。リスク分析・対応策の検討にあたっては、必要に応じて顧問弁護士等の専門家に助言・指導を求めています。組織横断的なリスクについては、当社管理部門の各部署が、それぞれの所管業務に応じ関連部署と連携しながら、全社的対応を行っています。

また「リスク管理規定」に基づき社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しており、年2回開催する同委員会にて当社グループのリスク管理活動を統括し、リスク管理体制が有効に機能しているか適宜調査・確認しています。

重大なリスクが顕在化し、または顕在化が予想される場合には、「危機管理規定」に基づき、社長が危機管理本部を設置いたします。

内部監査および監査役監査の状況

監査役は、監査役会が定めた監査計画・方針に基づき、取締役会等重要な会議への出席、取締役や内部監査部門等からの職務状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、本社および主要な事業所、子会社への往査を行うとともに、会計監査人とも適宜連携を取って業務を遂行しています。

内部監査部門として社長直轄の監査部（13名体制）を設置しています。また、監査役付スタッフとして専任1名を置いています。監査部は、監査方針、年間内部監査計画等に基づき、各部署および関係会社の業務執行状況について、有効性、効率性およびコンプライアンス等の適切性の観点から、本社および主要な事業所、関係会社への往査を行い、グループ全体の監査を行っているほか、財務報告に係る内部統制の評価を実施しています。内部監査の結果および改善のための提言は、代表取締役社長に報告されるとともに、監査役会にも報告され、相互連携を図っています。また会計監査人とも適宜連携を取って業務を遂行しています。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を実施しています。当期において業務を執行した公認会計士は、黒木賢一郎、谷尋史、三井孝晃の3名です。また当期の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士23名、その他17名です。

なお監査役 野口紀之は、当社において相当の期間、経理・財務を担当し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

また監査役 佐々木保行は、当社および住友電気工業(株)において相当の期間、経理・財務を担当し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

また監査役 村田守弘は、公認会計士および税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役および社外監査役の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名です。

取締役 高坂敬三は、企業法務に精通した弁護士としての豊富な知見を活かし、客観的見地から有益な提言や意見表明を行っており、当社のコーポレート・ガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任しています。

取締役 内桶文清は、住友電気工業(株)における取締役としての経験を活かし、企業経営全般に対し有益な助言や意見表明を行っており、当社のコーポレート・ガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任しています。

取締役 村上健治は、大和ハウス工業(株)において代表取締役社長として企業経営に関与した経験を活かし、企業経営全般に対し有益な助言や意見表明を行っており、当社のコーポレート・ガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任しています。

監査役 加護野忠男は、経営学を専門とする大学教授としての高度な学術知識と豊富な見識を活かし、社外監査役として客観的見地から取締役の業務執行に対して意見表明を行っており、当社の監査体制の強化に資するものと判断し、選任しています。

監査役 村田守弘は、公認会計士および税理士としての財務および会計に関する相当程度の知見と、カゴメ(株)における社外取締役(監査等委員)およびコクヨ(株)における社外監査役としての監査業務の経験を活かし、社外監査役として客観的見地から取締役の業務執行に対して意見表明を行っており、当社の監査体制の強化に資するものと判断し、選任しています。

監査役 赤松哲治は、(株)キンレイにおいて取締役社長として、また(株)コージェネテクノサービス(現(株)クリエイティブテクノソリューション)において監査役として企業経営に関与した経験を活かし、社外監査役として客観的見地から取締役の業務執行に対して意見表明を行っており、当社の監査体制の強化に資するものと判断し、選任しています。

当社は、社外取締役および社外監査役の選任にあたっては当社独自の独立役員の独立性に関する判断基準を踏まえ、一般株主と

の間で利益相反の生じる恐れはないと認められる者を選任しています。

役員報酬等

当事業年度に係る役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				支給人員
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	466	351	—	115	—	9名
監査役 (社外監査役を除く)	49	49	—	—	—	2名
社外役員	51	51	—	—	—	6名

(注)1. 支給人員は延べ人員を記載しています。

2. 当事業年度末現在の人員は、取締役11名、監査役5名です。支給人員と相違しておりますのは、期中退任取締役1名が存在しているためです。

3. 取締役および監査役の報酬等の限度額は、2015年3月26日開催の第123期定時株主総会において、取締役については年額800百万円以内(うち社外取締役分は年額70百万円以内)、監査役については年額100百万円以内と決議いただいています。なお当期は期中退任役員を含めまして、取締役12名に対して492百万円、監査役5名に対して74百万円を支給しています。

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は、取締役および執行役員の報酬の構成は基本報酬および賞与とし、基本報酬は職位・職務内容・責任・会社業績等を総合的に勘案して決定しています。取締役報酬については株主総会において承認された枠内で支給しています。賞与は会社業績および職務遂行に対する業績評価に基づき配分額を決定しています。

監査役の報酬については、株主総会において承認された報酬額の枠内で監査役の協議により決定し、支給しています。

株式報酬でのインセンティブ付けは行っておりませんが、役員持株会を通じた自社株取得の奨励や、賞与において中長期計画の達成状況を勘案するなど、当社の持続的な成長につながるようなインセンティブ付けを行っています。中長期的な業績と連動する報酬や株式報酬については、株主との対話を通じ、当社にとって最適な導入時期や形態等の検討を引き続き進めていきます。

取締役および執行役員の報酬は、独立社外役員を過半数とする「指名・報酬委員会」で客観的かつ公平に検討し、取締役会への答申を経て決定しています。